

市議会定例会提出議案（藤沢市小児医療費助成条例等の一部改正）に同意することについて

次のとおり藤沢市小児医療費助成条例等の一部改正について市長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

2008年（平成20年）2月8日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

1 提出議案

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について市長から意見を求められたことによる。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

藤沢市小児医療費助成条例等の一部改正について
藤沢市小児医療費助成条例等の一部を次のように改正する。

2008年（平成20年）3月4日提出

藤沢市長

藤沢市小児医療費助成条例等の一部を改正する条例

第1条 藤沢市小児医療費助成条例（平成7年藤沢市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第39条第1項」を「第1条」に、「同項」を「同条」に改める。

第3条第2項第3号中「第27条第1項第3号」を「第6条の3」に改める。

第2条 藤沢市学校事故措置条例（昭和49年藤沢市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第22条第1項」を「第16条」に、「第27条第1項第3号」を「第6条の3」に改め、「若しくは保護受託者」を削る。

第3条 藤沢市立看護専門学校条例（昭和44年藤沢市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第82条の2」を「第124条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、学校教育法の一部が改正されたことに伴い、同法を引用している規定の整備をする等の必要による。